

黒滝村議会 活動状況

| 1 月 | |
|--------|-------------------------------|
| 10日 | 経済建設委員会 |
| 13日 | 区長会 |
| 15日 | 吉野郡町村議会議長会 |
| 16日 | 奈良県消防協会 吉野支部出初式 |
| 22日 | 南和広域衛生組合議会 森林組合地区役員懇談会 |
| 24日 | 月例出納監査 |
| 26日 | 奈良県銘木協同組合 黒滝支部総会 |
| 31日 | 総務厚生委員会 経済建設委員会 推進協議会総会 |
| 2月 | |
| 1日 | 議会全員協議会 第1回議会臨時会 |
| 4日 | 山林労働組合 黒滝支部定期大会 |
| 6、7日 | 陳情 |
| 8日 | 中吉野広域消防組合議会 |
| 12日 | 奈良県町村議会 議長会役員会 |
| 14日 | (財)黒滝・森物語村理事会 |
| 15日 | 奈良県銘木協同組合黒滝祭 |
| 18日 | 指定管理者選定委員会 |
| 21日 | 月例出納監査 |
| 24、25日 | 消防委員会県外研修 |
| 27日 | 南和広域衛生組合議会 指定管理者選定委員会 |
| 28日 | 地域活性化委員会 |

議会定例会の日程案内

3月11日 9時～：開会

傍聴を希望される方は、上記の時間までに役場議場までお越し下さい。

第1回議会臨時会

2月1日議会臨時会が開かれ、3の議案が審議され、いずれの原案も可決されました。審議された内容は次のとおりです。

| | | |
|---|--------|-------------------------------|
| 補正予算について 平成19年度黒滝村一般会計補正予算(第10号) 平成19年度黒滝村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) | 2月 1日 | 議会全員協議会 第1回議会臨時会 |
| その他 工事請負契約の締結について | 2月 4日 | 山林労働組合 黒滝支部定期大会 |
| 補正予算について 平成19年度黒滝村一般会計補正予算(第10号) 平成19年度黒滝村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) | 2月 31日 | 総務厚生委員会 経済建設委員会 推進協議会総会 |

奈良県土木部より 道路特定財源の暫定税率・ 地方道路整備臨時交付金の廃止による奈良県事業への影響

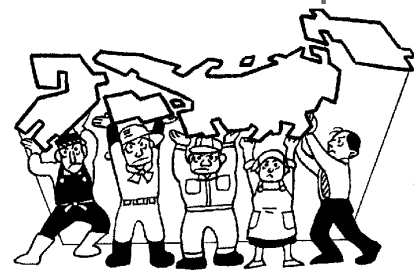
奈良県では、税と地方道路整備臨時交付金で約100億円の減収です。このため、少なくとも年間約100億円の事業が減少します。

(H18年度決算額で試算)
【参考】県のH19道路事業費は約513億円(うち、維持管理費等約169億円)

奈良県内の市町村でも、税と地方道路整備臨時交付金で約70億円の減収となり、道路整備・道路の維持管理に重大な影響があります。

詳しくは、奈良県ホームページをご覧ください。

許しません!! 滞納



【税金の納め忘れは
ありませんか?】

納税義務者の税負担の不公平の是正と納税意識の高揚を図り、また、村唯一の自主財源である税収入を確保することを目的に平成17年度から滞納処分を実施しています。

- 滞納者の財産調査件数
・・・ 250件
- 財産差押通知件数
・・・ 14件
- 財産差押実施件数
・・・ 1件

昨年、12月の県下全市町村一斉滞納整理強化月間に財産差押を実施しました。今後も悪質滞納者へは、滞納処分を実施します。

金を滞納している方はその金額の多少にかかわらず、誰でも対象となります。特別な理由などで納付期限内に納税することができない場合は、そのまま放置せず役場住民課税務グループまでご相談下さい。

【滞納整理の方針】
村は、最後まで滞納者の自主的納付を促し、継続的な滞納状況から抜け出し、最終的には、納期内納税者となれるよう手助けを行います。

しかし、残念ながら、再三の催告に応じない等、納税の意思が見られない滞納者には、最終手段として差押えを行い、それでもなお納税されないときは、差押え物件を公売し、その売却代金を滞納村税等に充当することとなります。

【収納率 100%を目指して
今後の対応】

自動車等差押(タイヤロック方式)の実施対象者
再三の催告に応じない、村税等の滞納者
取組概要
・ 納税催告に誠意の見られない滞納者の自動車等
・ 納税意思のない悪質な滞納者の自動車等
自動車等とは、自動車、軽自動車、オートバイなどを指します。

引き揚げず、運行、使用をさせないことで滞納者に自主的納税を促すことを目的とします。
なお、自動車等を差押えた場合は、滞納者に保管命令を行い、その後納税されないときは引き揚げて公売します。

インターネット公売の実施
インターネット公売を実施するためヤフー株式会社と利用契約を締結し、インターネット上で公売を実施します。

問合せ
役場住民課

タイヤロックの装着例



拡大



『国民健康保険被保険者証』の更新及び 『後期高齢者医療被保険者証』の交付について

現在お持ちの「老人保健医療受給者証」及び「国民健康保険被保険者証」は、3月31日で期限切れとなります。本年も、下記の日時のとおり、村内を巡回しますのでお越し下さい。

国民健康保険被保険者証がもう一枚必要な方は、「遠・学被保険者証」交付の手続きが出来ますので、希望される方は、印鑑と在学証明書また、それにかわる証明書を持って、更新日までに役場保健福祉課国保係までお越し下さい。

交付出来るのは次のような方です。
平成20年度に修学のために現住所にいない方。
遠隔地の病院へ通院するために現住所にいない方。
長期間遠方で仕事をするために現住所にいない方。

なお、「遠・学被保険者証」は毎年申請ですので、平成19年度に「遠・学被保険者証」をお持ちの方も、平成20年度に必要であれば再度申請して下さい。

なお、「遠・学被保険者証」は毎年申請ですので、平成19年度に「遠・学被保険者証」をお持ちの方も、平成20年度に必要であれば再度申請して下さい。

当日更新に必要なもの
・現在使用している国民健康保険被保険者証及び老人保健医療被保険者証
・印鑑（認印で結構です。）
当日決められた時間・場所に来られない方は、事前にご連絡下さい。
その他わからないことがありましたら、役場保健福祉課までお問合せ下さい。

平成20年4月から

国保の制度が一部改正になります！！

義務教育就学前の
子どもの自己負担割合
乳幼児について、これまで
は医療費を2割負担に軽減す
る対象年齢が「3歳未満」で
したが、平成20年4月からは
「義務教育就学（小学校入学）
前」に拡大されます。

平成20年3月まで
3歳未満 2割

平成20年4月から
義務教育就学前 2割
(6歳に達する日以降の
最初の3月31日まで)

象年齢が65歳未満に変わります。
65歳になると、一般の国保
の加入者となります。

平成20年3月まで
75歳未満

平成20年4月から
65歳未満

退職者医療制度の対象年齢

高額医療・高額介護
合算制度の創設

退職者医療制度の対象年齢
会社などを退職して国保に加入し、被用者年金（厚生年金など）を受けられる75歳未満の人と、その被扶養者は退職者医療制度で医療を受けますが、平成20年4月からその対

医療費が高額になった世帯に
介護保険の受給者がいるとき、
国保と介護保険のそれぞれの自
己負担限度額を適用後に、両方
の年間の自己負担額を合算して
一定の限度額（年額）を超えた
場合は、超えた分が支給される
高額医療・高額介護合算制度が
創設されます。

交付日：3月31日（月）

| 大字 | 交付時間 | 交付場所 |
|-----|---------------|-------------|
| 笠木 | 9:00 ~ 9:20 | 笠木地区老人憩いの家前 |
| 桂原 | 9:25 ~ 9:45 | 桂原集会所前 |
| 長瀬 | 9:50 ~ 10:10 | 長瀬集会所前 |
| 栗飯谷 | 10:20 ~ 10:40 | 栗飯谷集会所前 |
| 御吉野 | 10:50 ~ 11:00 | 御吉野老人憩いの家前 |
| 堂原 | 11:05 ~ 11:25 | 堂原老人憩いの家前 |
| 川戸 | 13:10 ~ 13:30 | 川戸老人憩いの家前 |
| 雫 | 13:35 ~ 13:50 | 光照寺前 |
| 上中戸 | 13:55 ~ 14:10 | 上中戸老人憩いの家前 |
| 上平 | 14:15 ~ 14:25 | 光徳寺前 |
| 赤滝 | 14:30 ~ 14:55 | 赤滝集会所前 |
| 脇川 | 15:10 ~ 15:35 | 脇川集会所前 |
| 槇尾 | 15:40 ~ 16:00 | 槇尾集会所前 |
| 鳥住 | 16:10 ~ 16:30 | 鳥住集会所前 |
| 寺戸 | 9:00 ~ 16:30 | 黒滝村役場 |

| | 70歳未満 | 70~74歳 | 後期高齢者医療制度 |
|----------|------------------|--------------------|-----------------|
| 一般 | 67万円 (89万円) | 62万円 (83万円) | 56万円 (75万円) |
| 上位所得者 | 126万円 (168万円) | 現役並み所得者 67万円(89万円) | |
| 住民税非課税世帯 | 34万円 (45万円) | 低所得者 31万円(41万円) | 低所得者 19万円(25万円) |

平成20年4月から7月に対象となる負担がある場合については、合算して（ ）内の限度額を適用する場合があります。

70~74歳（現役並み所得者以外）の自己負担割合が2割に変わります！

平成20年4月から変更される予定となっていました
が、凍結措置により実施が
1年間延期され、平成21年
4月から実施される予定と
なっています。

70~74歳の方がお医者さんにかかったときの自己負担割合は、平成21年3月31日までは原則1割、現役並み所得者3割となり、平成21年4月1日から現役並み所得者以外の方について2割に引き上げられます。現役並み所得者は3割で変わりません。



平成20年4月からの
高額介護合算療養費の限度額
【年額（各年8月～翌年7月）（予定）】

平成20年度から健診が変わります！

平成20年度から、40歳以上のすべての人を対象に、メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診と保健指導が実施されます。

医療費の多くは生活習慣病
日本ではいま、生活習慣病が増え続けています。死因の6割、国民医療費の3割を占める深刻な病気です。

この生活習慣病の発病に大きく影響しているのが、このごろよく耳にするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）です。

メタボリックシンドロームを予防・改善できれば、生活習慣病も予防・改善できて、医療費の増加抑制につながります。



健診はどう変わる？

基本健康診査に変わり、「特定健診」が実施されます。

健診の実施主体が、村から医療保険者へ変更になります。検査内容はメタボリックシンドロームに着目した内容になります。

メタボリックシンドロームとは…

内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖が高くなったり、血中の脂質異常をおこしたりして、食事や運動などの生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態



特定保健指導が実施されます。

特定健診の結果、生活習慣の改善が必要な方を見つけ、特定保健指導が実施されます。

したがって、村が行う特定健診・特定保健指導の対象者は国民健康保険加入者になります。国民健康保険以外の健康保険に加入している人はご注意ください。

| 対象年齢 | 加入保険 | 回数 | 実施主体 |
|--------|----------------|-----|-------------------|
| 40～74歳 | 黒滝村国民健康保険 | 年1回 | 黒滝村 |
| | 政管健保、健保組合、共済組合 | | 各医療保険者 |
| 75歳以上 | 奈良県後期高齢者医療保険 | | 奈良県後期高齢者医療広域連合() |

黒滝村が奈良県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施する予定です。

健診を受けないとどうなるの？

生活習慣病は知らないうちに行進し、発症します。健診を受けないことは病気を見過してしまふ原因を起こしかねません。また、受けないと罰則があるわけではありません。しかし、保険者ごとに受診率や保健指導による予備軍の減少率の目標が定められ、目標の達成率によって平成20年度から創設される75歳以上の方の後期高齢者医療制度への支援金が平成25年度から加算・減算されることとなります。

がん検診はどうなるの？
各種のがん検診はこれまでどおり村が行います。日程や内容が決まり次第、広報誌等でご案内します。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

年金は、世代と世代の支え合いの制度です。あなたが納付する保険料が、高齢者世代の生活を支えています。同時に、あなたや家族の年金権を守るためにも、保険料は忘れずに納付しましょう。

国民年金の給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金だけでなく、思わぬ事故等により障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。保険料を納期限までに納めていないと、このような年金を受け取ることができなくなる場合があります。

また、納期限から二年間を経過すると保険料を納付することができなくなるため、将来受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取ることができなくなる場合があります。

保険料は、社会保険庁から送付される「納付書」で金融機関・郵便局、またはお近くのコンビニエンスストア等でお支払ください。

国民年金保険料は、納付書で

一括前納すると割引されます。さらに、一括前納を口座振替にすると割引額が有利になります。また、一括前納できなくても、月々の口座振替を早割（当月保険料の当月末引落し）にすると割引がありますので、国民年金保険料の納付は、「口座振替」をぜひご利用ください。

口座振替のお申し込みは、社会保険事務所、各金融機関の窓口まで。申込用紙に必要事項（基礎年金番号など）を記入して金融機関届出印を押印のうえお申し込みください。

なお、詳細につきましては、社会保険事務所へご確認ください。きますようお願いいたします。

問合せ

大和高田社会保険事務所

0745 22 3531

平成20年春季火災予防運動

統一標語 「火は見てる あなたが離れる その時を」

春季火災予防運動が3月1日（土）から3月7日（金）まで実施されます。平成19年中の中吉野広域消防組合管内での火災発生件数は23件で、その内訳は建物火災14件、車両火災0件、林野火災1件、その他の火災（ゴミ焼却、野焼きからの山林への延焼等）8件となっています。

火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火の取り扱いには十分注意しましょう。また、この運動と併せて車両火災予防運動・山火事予防運動が実施されますので、車両内への危険物品の持ち込み、山林内でのたき火・火入れには特に注意して下さい。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣 3つの習慣・4つの対策

3つの習慣
寝タバコは、絶対やめる。
ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器などを設置する。
寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品などを使用する。
火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを備える。
お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制つくる。



老朽化した消火器の廃棄に関する問合せ

中吉野広域消防組合黒滝出張所 062 2299

http://www.nakayoshino.or.jp/

自動車の各種手続きはお早めに!

毎年3月末は、自動車の検査・登録の各種申請が集中し窓口が大変混み合います。移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)等の各種手続きは、できるだけ早期に済ませますようお願いいたします。検査・登録の手続き案内は、ヘルプデスク「050-5540-2063」(音声又はFAXサービス)により24時間行っています。

また、近畿運輸局ホームページ「<http://www.kkt.mlit.go.jp/>」で、各種手続き案内を掲載していますのでご利用下さい。

なお、使用しなくなった軽自動車や原動機付自転車であっても、3月31日(月)までに廃車手続をしないと、軽自動車税が毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

125cc以下のバイクは、役場で廃車できますので、ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書をお持ちの上、手続きにお越し下さい。

125ccを超えるバイク及び、軽自動車は、奈良運輸支局等で、ナンバープレート・印鑑・自動車検査証・軽自動車税納税証明書・申請書類をお持ちの上、廃車手続を行って下さい。

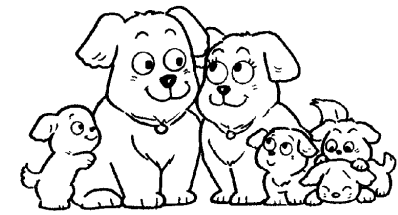
運転者が身体障害者等である場合や、身体障害者等のために生計同一者が軽自動車を運転する場合の税金については、身体障害者手帳等に記載の障害の程度により減免を受けられます。減免の申請期限は軽自動車税の納期限前7日(4月23日)までとなっています。

問合せ 役場住民課

犬の登録及び狂犬病予防注射

みんなの迷惑のもとになる放し飼いはやめましょう!
4月15日(火)に狂犬病予防注射が、次の日程で行われます。犬を飼っておられる方は最寄りの会場で受けて下さい。
また、暴れたり噛み傷を与える恐れのある犬については、口輪をはめるなどの適切な処置をされたうえで、犬に慣れている方が同行して下さい。なお、手数料は次のとおりです。

登録手数料 3000円
注射にかかる手数料 3200円
(内訳)
注射手数料 2650円
注射済票交付手数料 550円



愛犬には登録を!
現在、犬の登録は一生に一回となっています。登録を行っていない犬は、「野犬」と判断されかねませんので、まだ登録をされていない方はこの機会にぜひ登録を行って下さい。
また、飼い犬が死亡したとき、飼い主や飼い主の住所が変わったときなどは、必ず役場へ届けて下さい。

犬を手放したい方は、事前に役場または吉野保健所に相談してください。なお、当日の引き取りはいたしません。

問合せ
役場住民課
吉野保健所
@ 52 0551

狂犬病予防注射：4月15日(火)

| 交付時間 | 交付場所 | 交付時間 | 交付場所 |
|---------------|--------------|---------------|-------------|
| 10:00 ~ 10:05 | 笠木老人憩いの家前 | 13:10 ~ 13:20 | 槇尾瀧光寺前 |
| 10:15 ~ 10:20 | 桂原称念寺前 | 13:30 ~ 13:35 | 鳥住(青木様宅前) |
| 10:30 ~ 10:35 | 蛇ヶ谷 | 13:45 ~ 13:50 | 脇川(豊田栄一様宅前) |
| 10:40 ~ 10:55 | 長瀬集会所前 | 14:00 ~ 14:05 | 川戸老人憩いの家前 |
| 11:05 ~ 11:15 | 栗飯谷正西寺前 | 14:10 ~ 14:15 | 零光照寺前 |
| 11:25 ~ 11:30 | 御吉野(中辻銘木前広場) | 14:25 ~ 14:40 | 赤滝集会所前 |
| 11:35 ~ 11:45 | 堂原(梶田様宅前) | 14:45 ~ 14:50 | 上平光徳寺前 |
| 11:50 ~ 12:00 | 寺戸(泉の広場前) | 14:55 ~ 15:00 | 上中戸老人憩いの家前 |
| | | 15:05 ~ 15:15 | 黒滝村役場前 |



休日、夜間の産婦人科 一次救急医療体制について

奈良県において、平成20年2月10日から、休日、夜間の産婦人科一次救急医療が当番制で実施されることになりました。
詳細はホームページ「奈良県広域災害救急医療情報システム 産婦人科救急について」に掲載されています。

2009年1月、上場会社の株券が電子化されます!!

株券電子化により、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。
お手元の株券が本人名義になっていない場合は、電子化により株主としての権利を失うおそれがありますので、株券電子化の実施前までに名義書換が必要です。

電子化に関する問合せ
日本証券業協会

証券決済制度改革推進センター
@ 03 3667 4500
平日 9時~17時

催眠商法(SF商法)

ただほど高いものはない!

最近、業者が無料で日用品を配り、商品の無料配布を口実に販売目的を隠したまま、人々を会場(空き店舗や民家の一室)に誘い込んでいます。会場では、商品を「無料」「格安」で配布し、集まった人々に得した気分をさせて、おもしろおかしくやり取りしているうちに、最後に高価な健康器具・健康食品・布団等を買わせる商法が地域に横行しています。

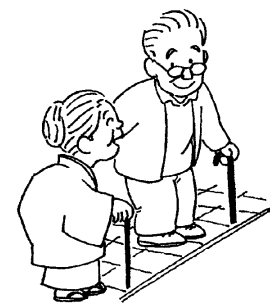
被害にあわないためのアドバイス

「無料」「プレゼント」「格安」などに誘われても会場に近づかないようにしましょう。ただほど高いものはありません。

もし会場に行っても、8日間(契約日含む)以内であれば、クーリングオフ(解約)は可能です。

最近、現金契約した場合、クーリングオフしたくても、業者との連絡がとれなくなり返金が難しい状況になっています。ご注意ください。

シマッタ!と思ったらすぐに役場住民課に相談してください。



春の交通安全県民運動
運動期間：4月6日(日)~15日(火)

(8) 職員手当の状況 (平成18年度一般会計)

| 区分 | 黒 滝 村 | | | 国 | | |
|------|---|--------|---------|--|--------|---------|
| 期末手当 | 6月期 | 1.40月分 | 0.725月分 | 6月期 | 1.40月分 | 0.725月分 |
| 勤労手当 | 12月期 | 1.60月分 | 0.725月分 | 12月期 | 1.60月分 | 0.725月分 |
| | 計 | 3.00月分 | 1.450月分 | 計 | 3.00月分 | 1.450月分 |
| 退職手当 | (支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 国に同じ | | | (支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) | | |

その他の手当 (平成19年4月1日現在)

| 区分 | 内 容 (1月毎の支給金額) | 国の制度との異同 |
|--------|--|----------|
| 扶養手当 | ・配偶者 13,000円 ・扶養親族1人当たり 6,500円 ・配偶者がいない場合の1人目の扶養親族 11,000円 ・満16歳~満22歳の子1人毎 5,000円 | 同 じ |
| 住居手当 | ・借家・借間居住者最高支給限度 27,000円 ・持ち家居住者 新築・購入後5年間 2,500円 | 同 じ |
| 通勤手当 | ・交通機関利用者 全額支給の限度額 55,000円 ・自動車等使用者 2以上で5ごとに13段階の区分 (最高支給限度額 24,500円) | 同 じ |
| 管理職手当 | ・参事職 給料月額10/100 ・課長職 給料月額8/100 ・課長補佐職 給料月額6/100 | 異なる |
| 教員特別手当 | ・教育職(教諭) 給料月額2/100 | |

(10) 定員の状況・部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

| 区 分 | 部 門 | 職 員 数 | | | 対 前 年 増 減 数 | | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| | | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 |
| 一般行政部門 | 議 会 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| | 総 務 | 12 | 10 | 9 | 4 | 2 | 1 |
| | 税 務 | 2 | 3 | 3 | | 1 | |
| | 農 水 | 5 | 4 | 4 | | 1 | |
| | 商 工 | | | | | | |
| | 土 木 | 4 | 4 | 3 | 1 | | 1 |
| | 民 生 | 4 | 4 | 4 | | | |
| | 衛 生 | 2 | 2 | 2 | | | |
| 特別行政部門 | 小 計 | 31 | 28 | 27 | 4 | 3 | 1 |
| | 教 育 | 15 | 12 | 13 | 1 | 3 | 1 |
| 普 通 会 計 | | 46 | 40 | 40 | 5 | 6 | |
| 公営企業等 会計部門 | 病 院 | 3 | 3 | 3 | | | |
| | 水 道 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | そ の 他 | 3 | 3 | 3 | | | |
| | 小 計 | 7 | 7 | 7 | | | |
| 合 計 | | 53 | 47 | 47 | 5 | 6 | 0 |

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員、臨時又は非常勤職員を含んだものです。
尚、これらの数値は平成19年度総務省地方公共団体定員管理調査に基づいたものです。

黒滝村職員の給与などの概要

本村の職員の給与については、村の財政状況を踏まえて国家公務員給与に準じて対応しています。職員の定員についても黒滝村定員適正化計画に基づき、社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応した職員配置を行いつつ、事務事業の見直しなどを踏まえて適正化に努めています。村民の皆さまに職員給与・定員のなどの実態を知っていただくため、その概要を公表します。

時間外勤務手当 (一般会計決算)

| 17年度 | 支 給 総 額 | 3,336千円 |
|------|-------------|---------|
| | 職員1人当たり支給年額 | 124千円 |
| 18年度 | 支 給 総 額 | 1,303千円 |
| | 職員1人当たり支給年額 | 50千円 |

特殊勤務手当 (平成18年度一般会計決算)

| 区 分 | 全 職 種 |
|-----------------------|--|
| 職員全体に占める 手当支給職員の割合 | 0% |
| 支給対象職員1人 当たり平均支給年額 | 0円 |
| 手 当 の 種 類 | 感染症防疫作業従事 行旅死亡人処理作業従事 行旅病人取扱作業従事 |

(9) 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

| 区 分 | 給料月額 | 期末手当(18年度支給割合) |
|-----|--------------|--------------------------|
| 給 料 | 村 長 630,000円 | 6月期 1.60月分 |
| | 副村長 560,000円 | 12月期 1.75月分 |
| | 教育長 500,000円 | 計 3.35月分 (教育長は一般職と同じ) |
| 報 酬 | 議 長 240,000円 | 6月期 1.60月分 |
| | 副議長 180,000円 | 12月期 1.75月分 |
| | 議 員 170,000円 | 計 3.35月分 |

(注) 1. 平成19年12月給与改訂後の数値です。
2. 調整手当は平成18年4月1日より廃止されました。

(1) 人件費の状況 (一般会計決算)

| 区 分 | 住民基本台帳人口 | 歳 出 額 (A) | 実 質 収 支 | 人 件 費 (B) | 人 件 費 率 (B/A) | 17年度の人件費率参考 |
|------|-------------------|-------------|----------|-----------|---------------|-------------|
| 18年度 | 1,046人(19.3.31現在) | 1,298,796千円 | 96,585千円 | 351,970千円 | 27.1% | 27.6% |

(注) 1. 平成18年度の歳出額に対する人件費の割合です。
2. 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (一般会計予算・特別職は除く)

| 区 分 | 職員数(A) | 給 与 費 | | | | 1人当たり給与費 (B/A) |
|------|--------|-----------|----------|----------|-----------|-------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤労手当 | 計(B) | |
| 19年度 | 39人 | 134,476千円 | 27,432千円 | 46,214千円 | 208,122千円 | 5,336千円 |

(注) 1. 職員手当には、退職手当を含みません。 2. 職員数は平成19年4月1日現在の人数です。
3. 数値は平成19年度地方公務員給与実態調査に基づきます。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

| 区 分 | 一 般 行 政 職 | | | 技 能 労 務 職 | | |
|-----|-----------|----------|-------|-----------|----------|-------|
| | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 黒滝村 | 280,400円 | 321,200円 | 38.0歳 | 273,100円 | 283,900円 | 53.9歳 |
| 国 | 325,724円 | 383,541円 | 40.7歳 | 287,094円 | 320,514円 | 48.8歳 |

(注) 数値は平成19年度地方公務員給与実態調査に基づきます。

(4) 職員の初任給の状況 (平成19年4月1日現在)

| 区 分 | 黒 滝 村 | | 国 | |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| | 大 学 卒 | 高 校 卒 | 大 学 卒 | 高 校 卒 |
| 一般行政職 | 172,200円 | 140,100円 | 172,200円 | 140,100円 |

(注) 平成19年12月給与改訂後の数値です。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成19年4月1日現在)

| 区 分 | | 経 験 年 数 | | |
|-------|-----|-----------|------------|------------|
| | | 5年以上10年未満 | 10年以上15年未満 | 15年以上20年未満 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 197,425円 | 256,600円 | 310,033円 |
| | 高校卒 | 176,420円 | 227,250円 | 260,500円 |
| 技能労務職 | 大学卒 | 円 | 円 | 円 |
| | 高校卒 | 円 | 円 | 199,000円 |

(注) 数値は平成19年度地方公務員給与実態調査に基づきます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

| 区 分 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 計 | |
|----------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|------|
| 標準的な職務内容 | 主事補・主事 | 主 事 | 係長・課長補佐 | 課 長 | 課長・参事 | | |
| 職 員 数 | 6人 | 5人 | 12人 | 4人 | 3人 | 30人 | |
| 構 成 比 | 20.0% | 16.7% | 40.0% | 13.3% | 10.0% | 100% | |
| 参 考 | 1年前の構成比 | 13.3% | 13.3% | 50.1% | 10.1% | 13.3% | 100% |
| | 5年前の構成比 | 20.6% | 23.5% | 32.3% | 8.8% | 14.8% | 100% |

(注) 1. 黒滝村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。(税務職等を除いた一般行政職の職員数)
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
3. 平成18年4月1日より、7級制から5級制に変更しています。
(旧給料表の1級及び2級、並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(7) 昇給期間短縮の状況

| 区 分 | 全 職 員 | |
|------|-------------------------------|-------|
| 17年度 | 職 員 数 (A) | 53人 |
| | 普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B) | 6人 |
| | 比 率 (B/A) | 11.3% |
| 18年度 | 職 員 数 (A) | 47人 |
| | 普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B) | 0人 |
| | 比 率 (B/A) | 0% |

村の話題

地域の防災の担い手！ 『黒滝村出初式』



1月6日(日)、新春恒例の平成20年黒滝村消防団出初式が行われました。
当日は、黒滝村農林トレーニングセンターにおいて、家治団長以下95名が参加、

新たな気持ちで
決意を固く！



優良団員の表彰や来賓の方々からの激励に続き、消防車による放水があり、盛大に行われました。

また、16日(水)には、下市町において吉野支部連合出初式が行われ、当村から団長以下32名が参加しました。なお、優良団員として数々の表彰を受賞されましたのでご披露いたします。今後とも使命達成のため、ますますのご活躍をご期待いたします。

優良団員表彰

| | | |
|------------|---------|------|
| 日本消防協会定例表彰 | 本部 団長 | 家治隆司 |
| | 中央分団 班長 | 岩本 茂 |
| | 中央分団 団員 | 中谷敏弘 |
| 奈良県知事表彰 | 本部 副団長 | 松本 修 |
| | 東部分団 団員 | 近藤博昭 |
| 奈良県消防協会長表彰 | 東部分団 部長 | 上中庄八 |
| | 中央分団 班長 | 岩本 茂 |

| | | |
|-------------------|-----------|-------|
| 奈良県消防協会吉野支部長表彰 | 東部分団 部長 | 植田忠三郎 |
| | 東部分団 部長 | 田中浩則 |
| | 中央分団 班長 | 林 政史 |
| | 西部分団 班長 | 岡村昭仁 |
| | 西部分団 団員 | 糺 康英 |
| | 西部分団 団員 | 小田治彦 |
| 中吉野警察署長表彰 | 中央分団 団員 | 前田 博 |
| | 西部分団 団員 | 植村孝也 |
| | 西部分団 団員 | 的場真一 |
| 中吉野警察署長 勤続30年特別表彰 | 東部分団 副分団長 | 亀井隆平 |
| 村長表彰(勤続20年) | 西部分団 班長 | 岡村昭仁 |
| | 中央分団 班長 | 中西勝己 |
| 団長表彰(勤続5年) | 中央分団 団員 | 中 勝洋 |
| 役場消防隊機械部 団員 | | 森本智晃 |

(敬称略・順不同)



税の納期

4月30日(水)

軽自動車税

国民健康保険税
第1期

保健福祉課からの
お知らせ

今月の介護予防パンフレットは「からだを積極的に動かしましょう」です。家庭でできる介護予防の方法が載っています。ご利用下さい。

保健福祉課からの
お知らせ



黒滝村農業委員会 委員選挙人名簿の名簿縦覧期間

下記のとおり縦覧出来ますので、登録等をお確かめください。

日時 2月23日～3月8日(毎日)

午前8時30分～午後5時

問合せ 村役場総務課内 選挙管理委員会

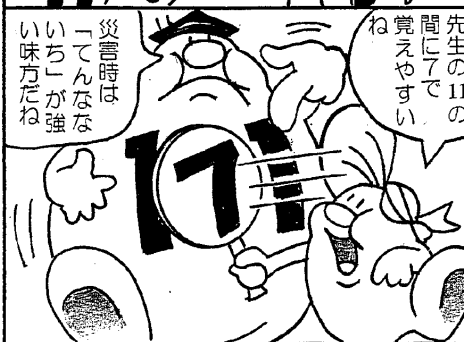
図書室だより

今月のおすすめ
中央公民館図書コーナーには約4,500冊の本があります。あなたの探していた本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。

貸し出し日 月～金曜日(祝日は休み)
貸し出し期間 2週間
ただし、それ以上になる場合は村教育委員会へ、連絡してください。

- (文学) 肩ごしの恋人 / 唯川 恵
欲しいものは欲しい、結婚3回目、自称鮫科の女「るり子」。仕事も恋にもめりこめないクールな理屈や「萌」。性格も考え方も正反対だけど二人は親友同士、幼なじみの27歳。この対照的な二人が恋と友情を通してそれぞれに模索する幸せの形とは？女の本音と日常をリアルに写して痛快、貪欲にひたむきに生きる姿が爽快。圧倒的な共感を集めた直木賞受賞作。
- (文学) 何者でもない / 原田宗典
- (読み物) 50歳から90歳の今も・・・
「ひとりの時間を楽しむ本」 / 三津田富左子
- (児童書) おばあちゃんは落語屋さん / 森はな・さく
梶山俊夫・え

てんいち先生



黒滝村人権・同和問題啓発推進本部

毎月11日は
『人権を確かめあう日』です
人権とは、人間が幸せに生きていく権利です。
すべての人間が生まれながらに持っている基本的な権利です。